

宮崎大学研究設備の共同利用ガイドライン

〔令和 元年 9月 25日〕
共同利用設備管理委員会決定
改正 令和4年10月1日

1. 目的

厳しい財政環境の中、より良い教育研究環境の整備を図るために、限られた資源の有効活用が求められる。本ガイドラインは、本学が所有する研究設備の学内外における共同利用の推進を目的に制定する。

2. 基本事項

(1) 共同利用の対象となる設備は、以下の通りである。

- ・ 予算申請に当たり、共同利用可として申請し採択された設備
- ・ 500万円以上の研究設備について、調査により管理者が共同利用可とした設備
- ・ 500万円以下の設備で、管理者から共同利用可との連絡があった設備
- ・ 500万円以下の設備で、既存の予約システムに登録されている設備

(2) 共同利用設備は、以下の通り分類される。

- ・ 共同利用施設管理設備:学内共同教育研究施設により管理する設備
フロンティア科学総合研究センター、研究・産学地域連携推進機構、産業動物防疫リサーチセンター
 - ・ 学外共同利用可能設備
 - ・ 学内共同利用可能設備
 - 予約システム登録設備
 - 予約システム未登録設備
- ・ その他設備:学内共同教育研究施設以外で各学部により管理する設備
 - ・ 学外共同利用可能設備
 - ・ 学内共同利用可能設備

(3) 共同利用の形態は、以下の通りである。

- ・ 学内利用:学内利用者が共同利用設備を利用する場合
 - ・ 本人利用、分析指導、委託分析等
 - ・ 設備管理者(共同利用施設の場合、運営スタッフ)との学内共同研究(論文共著等)
- ・ 学外利用:学外利用者が共同利用設備を利用する場合
 - ・ 受託試験にて受付
 - ・ 学内教員と共同研究契約等が締結されている場合

(4) その他(用語の定義)

- ・ 研究設備について
 - ・ 資産台帳の資産種別名称の工器備-理化学用機器、光学機器、工作機械・工具を対象とする。(添付資料①)
- ・ 共同利用調査について
 - ・ 実査時の調査設備のうち、対象となる研究設備について共同利用の調査を実施する。(添付資料② ③)
- ・ 設備管理者(共同利用施設の場合、運営スタッフ)

- ・ 研究設備を管理・運営する教職員で、資産台帳の使用者名称あるいは調査表に記載された設備担当者
- ・ 各部局の設備管理担当者
 - ・ 実査部局担当者に依頼(添付資料④)

3. 運用ルール

- (1) 大型研究設備は、設備情報データベースによる一元管理を行う。
 - ・ 設備情報データベースには、資産台帳とのリンクにより、新規購入、廃棄、所属替等の情報を反映させる。
 - ・ 財務部の実査時に、対象設備について、稼働状況、共同利用の可否、公開の可否、利用形態等について調査する。
 - ・ 調査は、実査部局担当者が実施する。
- (2) 新たに導入される共同利用の対象となる設備(2. 基本事項 (1))の設置場所については、以下の点を留意する。
 - ・ 設置及び移設について工事費や移設費用が発生するような大型設備を導入する際には、学内共同教育研究施設(フロンティア科学総合研究センター、研究・産学地域連携推進機構、産業動物防疫リサーチセンター:以下、「共同研究施設」)への設置を検討する。
 - ・ 共同研究施設で受け入れが可能である場合、プロジェクト等採択期間中或いは終了後の取り扱いについて協議する。
 - ・ 共同研究施設に設置した設備は、全学共同利用を原則とするが、研究代表者が優先的な使用を求める等の条件については、その都度共同研究施設と協議する。
 - ・ 研究室等へ設置した設備についても、本ガイドラインを遵守する。
 - ・ 研究室等へ設置した設備について、共同研究施設へ移設等が必要となった場合の経費は、当該部局(受益者)負担とする。

※財務委員会決定(平成20年12月17日)を参考にする(添付資料⑤)
- (3) 部局、施設により設備の利用取扱が制定されている場合は、そちらを優先する。
- (4) 共同利用設備の利用料金については、以下の通りとする。
 - ・ 学内利用:学内利用者が共同利用設備を利用する場合
 - 本人利用、分析指導、委託分析等の利用料金を設定する。
 - 設備管理者(共同利用施設の場合、運営スタッフ)との学内共同研究(論文共著等)の場合は、協議により決定する。
 - ・ 学外利用:学外利用者が共同利用設備を利用する場合
 - 受託試験料金を設定する。
 - 学内教員と共同研究契約等が締結されている場合、学内利用に準ずる。
- (5) 利用料金の設定については、以下の通りとする。(添付資料⑥)
 - ・ 学内利用料金と学外向けの受託試験料金を設定する。
 - 学内利用料金:
 - ◇ 光熱水料、保守点検等経費、消耗品費、その他必要となる経費を含む。
 - 受託試験料金:
 - ◇ 学内利用料金に原価償却費、人件費及び必要に応じ技術相談料を追加して算出する。
 - ◇ 受託試験料金に間接経費(30%)を上乗せした額を請求額とする。
 - ・ 利用料金の算定は各部局の設備担当者に協力を依頼する。

- ・ 設備利用料金は、部局の事情(技術相談料等)及び設備の利用状況を考慮して決定する。
- (6) 設備管理者が自身の管理する設備の利用については、以下の通りとする。
- ・ 自身の研究(学内共同研究を含む)について利用する場合は、利用料は発生しない。
 - ・ 外部との共同研究契約締結されている場合、学内利用のルールに準ずる。
- (7) 徴収した利用料金の使途、設備管理者への分配については、以下の通りとする。
- ・ 学内利用料金については、設備管理者へ全額分配する。
 - 設備の運転経費、管理費に充当する。
 - 徴収料金の年度繰越は、寄付金は可、運営交付金は不可、受託・共同研究費及び科研費は期間内は可である。
 - ・ 受託試験(外部)については、添付資料⑦「競争的資金等に係る間接経費の取扱いについて」に基づく。
 - ・ 受託試験料金については、受託試験実施者の運営費に配分する。
 - 運転経費、管理費に充当する。
 - 年度繰り越し可能であり、設備のリニューアル等に充当する。
 - ・ 間接経費の50%:各部局に配分する。
 - 事務処理費用(窓口、精算等)に充当する。
 - ・ 間接経費の50%:事務局に配分する。
 - 全学管理経費に充当する。
- (8) 運転経費については、以下の通りとする。
- ・ 学内利用については、受益者負担を原則とし、利用料金の設定、徴収をする。
 - ・ 学外利用については、原則、受託試験とし、必要経費を含む料金設定をする。
- (9) 設備操作、日常管理:設備担当者が管理運営する。
- ・ 教員、技術職員等から実務担当者を選任する。
 - ・ 教職員の責任の下、TA 制度等を利用して、学生が一部補佐する。
- (10) 故障等の対応については、以下の通りとする。
- ・ 誤操作等による修理費用は、受益者負担を原則とするが、設備管理者と相談する。
 - ・ 設備管理者は、運営経費と利用料金算出の内容を考慮し、負担割合を決める。
 - ・ 経年劣化等による修理費用は、設備管理者負担を原則とする。
- (11) 本ガイドラインを運用する上で、不都合が生じた場合は、修正案を研究・産学地域連携推進機構部門長会議及び共同利用設備管理委員会の議を経て決定する。

資産種別名称分類と共同利用可能性調査対象設備

工器備	理化学用機器	攪拌・振とう装置	炉	容器・槽・箱	分析・解析装置	発振・発生装置
		培養・育成装置	電気泳動装置	測定装置・計器	増幅器、アンプ	制御・調整装置
		蒸留・ろ過装置	純水製造装置	実験・試験装置	飼育装置	試料標本作成装置
		恒温恒湿装置	検出器	観察・観測機器	乾燥機	加圧・減圧装置
		遠心機	遺伝子増幅装置	安全キャビネット	ポンプ	フリーザー、超低温槽
		クロマトグラフ	クリーンベンチ	オシロスコープ	オートクレーブ	その他滅菌洗浄器
		その他理化学用	ドラフトチャンバー			
	光学機器	分光光度計・光度計	分光器	光源装置	光学測定機	顕微鏡
		顕微鏡カメラ	顕微鏡附属品(カメラ除く)	マイクروسコープ	その他光学機器	
	工作機械・工具	研削機・研磨機				
	動力・電気	電源装置	電圧電流調整装置	増幅器、アンプ	その他動力・電気機械	
	写真・映写機器	カメラ	ビデオカメラ	プロジェクター	画像処理装置	監視カメラ設備
		録画・再生装置	その他			
	運搬用機器	荷役運搬機器				
	農林業用設備	園芸暖房機	トラクタ	その他林業用機具	その他農業用機具	
	医療	超音波診断装置	心電図・生体情報モニタ	実習用器具・シミュレータ	血液浄化装置	その他患者検査機器
		その他のもの				
	備品類	冷蔵庫	容器・槽・箱	棚・戸棚：金属製	棚・戸棚：金属製以外	組立プレハブハウス
		炊事用洗浄・殺菌機	衝立：金属製	机・台類：金属製	机・台類：金属製以外	ストーブ、ヒーター
		エアコン	いす：金属製	その他の電気・ガス機器	その他：金属製	その他：金属製以外
	事務機器	記憶装置	ワークステーション	リソグラフ印刷機	プリンター	ビデオ会議システム
パーソナルコンピュータ		ネットワーク機器	ディスプレイ、モニター類	スキャナー	サーバ	
その他情報処理装置		その他事務機器				

：共同利用可能性調査対象設備（附属病院に設置された設備を除く）

→該当設備については、調査用紙に記入願う

部局 部署名
担当者名

ご所有の設備につきまして、以下の調査にご協力をお願い致します。

調査項目

- ① 設備の稼働状況
 A 稼働中
 B 休止中
 C 故障中
 D その他 (備考欄へ記入)

- ② 設備の共同利用
 A 共同利用不可
 B 学内のみ共同利用可
 C 学内、学外とも共同利用可

- ③ ウェブサイトでの公開
 A 公開不可
 B 学内、一般ともに公開可
 C 学内のみ公開可
 D 一般サイトのみ公開可

- ④ 設備の共同利用の実績
 A 学内での共同利用の実績あり
 B 学外との共同研究において共同利用の実績あり
 C 共同利用の実績なし
 D その他 (備考欄へ記入)

資産名称	資産番号	取得日付	使用者名称	設置場所名称	調査結果の記入欄				備考：共同利用に際しての課題等
					①	②	③	④	
ABCDEF	M00X0X0000XXXXX.000	20040220	AAA AAA	(工)E棟E30X BBBBB室					
GHIJKL	M00X0X0000XXXXX.000	19951220	AAA AAA	(工)E棟E30X BBBBB室					
MNOPQR	M00X0X0000XXXXX.000	20020310	AAA AAA	(工)E棟E30Y CCCCC室					

赤字の項目について、対象設備について設備情報データベースに合わせて記入

公開設備調査表

公開装置名 (資産名称)				
分類	大項目		小項目	
	選択		選択	
	※該当項目がない場合は、「その他」を選択して以下に記載ください。 ()			
メーカー	(ご記入ください)			
型番	(ご記入ください)			
概要・外観			(外観写真)	
性能・構成内訳				
主な用途 (分析対象物)				
利用料金の設定	学内利用	円/時間	学外者利用	円/1検体
		未設定		未設定
設置場所	(ご確認ください)			
設備担当者	氏名			
	Tel			
	e-mail			
設備の利用状況	使用頻度	更新の必要性	保守契約	定期メンテナンス ※時期及び頻度
	選択	選択	選択	
研究成果 (論文・研究内容)	<p>代表的な文献を数件、記載してください。</p> <p>必要であれば、行を追加してください。</p>			
<small>※新規導入装置については、無記載。更新装置については、過去の成果を記入</small>				

有形固定資産等実査部局担当一覧

令和4年6月1日現在

資産管理単位	担当係	資産管理責任者
事務局		
企画総務部	総務広報課 総務係	財務部長
財務部	経理調達課 調達総括係	
施設環境部	企画管理課 企画管理係	
学生支援部	教育支援課 総務係	
研究国際部	研究推進課 総務係	
監査室	監査係	
教育学部		
附属教育協働開発センター	教育学部・地域資源創成学部 事務部 総務係	
附属小学校		
附属中学校		
附属幼稚園		
地域資源創成学部		
医学部	管理課 管理係	医学部長
工学部	事務部 総務係	工学部長
農学部		農学部長
フィールド科学教育研究センター	事務部 総務係	
附属動物病院		
附属農業博物館		
附属病院		医学部 管理課 管理係
附属図書館	事務部 管理係	附属図書館長
産学・地域連携センター	産学・地域連携課 産学連携係	産学・地域連携センター長
教育・学生支援センター	教育支援課 総務係	教育・学生支援センター長
フロンティア科学総合研究センター	研究国際部 研究推進課 総務係	フロンティア科学総合研究センター長
国際連携センター	研究国際部 国際連携課 国際連携係	国際連携センター長
産業動物防疫リサーチセンター	農学部 事務部 総務係	産業動物防疫リサーチセンター長
多言語多文化教育研究センター	学生支援部 基礎教育支援課	多言語多文化教育研究センター長
I R推進センター	企画総務部 企画評価課	I R推進センター長
安全衛生保健センター	安全衛生保健管理室 安全衛生保健管理係	安全衛生保健センター長
情報基盤センター	情報基盤センター 総務係	情報基盤センター長

平成20年12月17日
財務委員会決定

木花キャンパスにおける大型機器導入時の留意点について

木花キャンパスにおいて、特別教育研究経費や外部研究資金等の採択により、大型機器を導入する際の設置場所については、次のとおり取り扱うものとする。

1. 特別教育研究経費や外部研究資金等（以下「プロジェクト等」という。）により購入する大型機器については、産学連携センター機器分析支援部門及びフロンティア科学実験総合センター実験支援部門遺伝資源分野（以下「機器分析支援部門等」という。）と相談の上、機器分析支援部門等への設置を考慮する。
2. 機器分析支援部門等で受け入れが可能である場合、プロジェクト等採択期間中或いは終了後の取扱いについて協議する。
3. 研究代表者が所定の場所（研究室等）への設置を希望する場合、当該部局（学科等）においてプロジェクト等採択期間終了後の経費負担についても十分配慮し、当該機器の有効活用に努める。
4. 一旦研究室等へ設置した大型機器について、その後、機器分析支援部門等への移設等が必要となった場合の経費は、当該部局（受益者）負担とする。
5. 機器分析支援部門等に設置した機器は、全学共同利用を原則とするが、プロジェクト等採択期間中或いは終了後の優先的な使用を求める等の条件については、その都度機器分析支援部門等と協議する。

設備利用料金の算出

1 学内利用料金：以下の項目のうち、該当するものを加算

利用料金：該当するものの加算額／年間利用時間

- ① 光熱水料
- ② 保守点検等経費
- ③ 運転等消耗品費
- ④ その他管理運営上必要となる経費

2 受託試験料金：学内利用料金に設備の減価償却費、人件費及び技術料を加算

- ① 減価償却費（時間当たり）
 - ・ 耐用年数を超えていない物品
減価償却費：取得価格／（年間稼働時間 x 耐用年数）
 - ・ 耐用年数を超えている物品
減価償却費：取得価格X10%／年間稼働時間
- ② 人件費
 - ・ 試験に要する人件費相当額（教員、技術員等の時給）
 - ・ 事務処理に要する費用（受付、事務処理）
- ③ 技術料：必要に応じ加算
 - ・ 技術相談、データ解析、報告書作成等を含む

受託試験料金(1検体)

$$= (\text{学内利用料金} + \text{減価償却費} + \text{人件費}) \times \text{測定時間} + \text{技術料}$$

請求額は、受託試験料金に間接経費（30%）を上乗せした額に消費税を加算した額とする。

設備利用料金の設定例(1)

機器分析支援部門の算出例：SEM(S-5500)

(償却開始日：2009.3.26、耐用年数：8年)：耐用年数を越えた設備

¥ 34-

光熱水費

¥ 350-

保守点検費

学内利用料金：消耗品、保守点検費の全ておよび空調費の半額

利用料金／1時間 = (消耗品費 + 保守点検費 + 光熱水費) / 年間利用時間

光熱水費 = (空調費¹⁾ + 電灯代 + 機器消費電力) × 年間利用時間 + 空調費²⁾

1) 設備稼働時の空調費

2) 常時空調している大型装置5台の空調費の半額を5台で平均化した金額

+ ¥ 620-

消耗品費

¥ 1,004-

学内利用料:

¥ 1,350-

過去3年の実績値の平均値を用いて算出

受託試験：1検体当たり3時間と設定

学内利用料金に設備の減価償却費³⁾、人件費⁴⁾、技術料⁵⁾及び間接経費⁶⁾を追加

3) 測定に要する時間分の学内利用料金 = $1,350 \times 3 = 4,050$

4) 減価償却費 = 取得価格 × 10% / (年間稼働日 × 1日の稼働時間) × 測定時間
= $41,564,250 \times 0.1 / (260 \times 8) \times 3 = 1,998 \times 3 = 5,995$

5) 人件費 = 教員の時給 (1名) × 測定時間 + 事務員の時給 × 0.5時間 (受付費)
= $2,700 \times 3 + 1,000 \times 0.5 = 8,600$

6) 技術料

- 本件は技術料を追加しない

受託試験料金(1検体) = (学内利用料金 + 減価償却費 + 人件費) × 測定時間 + 受付費

= $4,050 + 5,995 + 8,600$

= $18,645 \rightarrow \text{¥ } 16,200$ (設定値)

請求額：受託試験料金に間接経費(30%)を上乗せした額に、消費税を加算した額

請求額 = $16,200 \times 1.3 \times 1.1$

= **23,166**

設備利用料金の設定例 (2)

機器分析支援部門の算出例：SEM(SU3500)

(償却開始日：2014.8.29、耐用年数：8年)：耐用年数を超えていない設備 ￥34-

学内利用料金：消耗品、保守点検費の全ておよび空調費の半額

￥350-

利用料金／1時間 = (消耗品費 + 保守点検費 + 光熱水費) / 年間利用時間

光熱水費 = (空調費¹⁾ + 電灯代 + 機器消費電力) x 年間利用時間 + 空調費²⁾

1) 設備稼働時の空調費

2) 常時空調している大型装置5台の空調費の半額を5台で平均化した金額

+) ￥471-

￥855-

過去3年の実績値の平均値を用いて算出

光熱水費

保守点検費

消耗品費

学内利用料:

￥1,200-

受託試験：1検体当たり3時間と設定

学内利用料金に設備の減価償却費³⁾、人件費⁴⁾、技術料⁵⁾及び間接経費⁶⁾を追加

3) 測定に要する時間分の利用料金 = $1,200 \times 3 = 3,600$

4) 減価償却費 = 取得価格 / (年間稼働日 x 1日の稼働時間 x 耐用年数) x 測定時間
= $22,992,120 / (260 \times 8 \times 8) \times 3 = 1,382 \times 3 = 4,146$

5) 人件費 = 教員の時給 (1名) x 測定時間 + 事務員の時給 x 0.5時間 (受付費)
= $2,700 \times 3 + 1,000 \times 0.5 = 8,600$

6) 技術料

- 本件は技術料を追加しない

受託試験料金(1検体) = ((学内利用料金 + 減価償却費 + 人件費) x 測定時間 + 受付費)
= $3,600 + 4,146 + 8,600$
= $16,346 \rightarrow \underline{\underline{¥16,200}}$ (設定値)

請求額：受託試験料金に間接経費(30%)を上乗せした額に、消費税を加算した額

請求額 = $16,200 \times 1.3 \times 1.1$

= 23,166

競争的資金等に係る間接経費の取扱いについて

[平成18年1月31日学長決定]

改正	平成18年9月29日	平成22年3月12日
	平成26年3月31日	平成28年1月15日
	平成28年9月26日	平成29年6月26日
	平成30年10月23日	令和元年7月9日
	令和元年9月30日	令和2年7月30日
	令和3年3月23日	令和3年6月16日
	令和3年12月15日	

(趣旨)

第1 国立大学法人宮崎大学（以下「本学」という。）における競争的資金等に係る間接経費（以下「間接経費」という。）の取扱いについては、本学が定める諸規則、文部科学省が定める科学研究費補助金取扱規程、国における競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針及び各省庁等で定める研究費補助金取扱規程等によるほか、この取扱いの定めるところによる。

(使途)

第2 各学部等における間接経費については、各学部等の戦略的な経費、学部管理経費及び学部共通経費に充て、各学部等の長がその計画を策定する。

2 事務局における間接経費については、事務局受入総額の概ね50%を、全学的な戦略的経費に充当し、残りを事務局の管理経費に充てる。

なお、戦略的な経費の計画については、学長に承認を得るものとする。

3 インセンティブとして確保する間接経費については、業績連動給与制における外部資金獲得に係るインセンティブに充てる。

(間接経費の区分及び配分割合)

第3 間接経費の区分及び配分割合は、別表1及び別表2のとおりとする。

(間接経費の返還)

第4 競争的資金等を獲得した研究者の異動等により間接経費の返還が生じた場合は、第3に規定する配分割合に応じ返還するものとする。

(予算管理)

第5 間接経費は、効率的かつ効果的に使用し、適正な執行管理に努めるものとする。

(報告)

第6 毎事業年度終了後、間接経費の決算を、財務委員会に報告することとする。

附 則

この取扱いは、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成27年12月15日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成28年6月28日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成29年3月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成30年7月26日から実施する。

附 則

この取扱いは、令和元年6月19日から実施する。

附 則

この取扱いは、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、令和2年8月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、令和3年6月16日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和4年4月1日から実施する。
- 2 受託研究及び共同研究（以下「受託研究等」という。）の間接経費の取扱いについては、改正後の別表1にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) この取扱いの実施日の前日までに締結した受託研究等の間接経費の取扱いについては、なお従前の例による。
 - (2) この取扱いの実施日の前日までに締結した受託研究等のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに契約内容を変更する場合の間接経費の取扱いについては、なお従前の例による。
 - (3) 令和5年3月31日までに契約を締結する、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業との受託研究等の間接経費の取扱いについては、直接経費の20%とすることができる。

別表 1

区 分		間接経費額	配分割合		
			事務局	研究部門	インセンティブ
受託研究等	受託研究(次項に掲げるものを除く。)	直接経費の30%	45%	45%	10%
	受託研究のうち宮崎大学受託研究取扱規程第9条第3項に定めるもの	当事者の合意による	45%	45%	10%
	共同研究(次項に掲げるものを除く。)	直接経費の30%	45%	45%	10%
	共同研究のうち宮崎大学共同研究取扱規程第8条第1項第3号ただし書アからウまでに定めるもの	当事者の合意による	45%	45%	10%
	共同研究講座及び共同研究部門	直接経費(共同研究講座等教員に係る人件費を除く)の30%(これによらない場合、当事者の合意による)	50%	50%	—
	治験	直接経費の30%	50%	50%	—
	製造販売後調査	直接経費の30%	50%	50%	—
受託事業等	病理解剖検査料	直接経費の30%	50%	50%	—
	病理組織受託料	直接経費の30%	50%	50%	—
	寄生虫症免疫診断検査料	直接経費の30%	50%	50%	—
	薬物検査料	直接経費の30%	50%	50%	—
	臨床研究審査手数料、研究倫理審査手数料及び再生医療等審査手数料	直接経費の30%	50%	50%	—
	宮崎大学医学部附属病院臨床研究支援センター研究支援受託要項の別表に定める研究支援料	直接経費の30%	50%	50%	—
	宮崎大学受託試験等取扱規程第6条第1項の本学が別に定める受託試験の料金	直接経費の30%	50%	50%	—
	宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター動物細菌等検査要項の別表に定める検査料	直接経費の30%	50%	50%	—
	宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター(産業動物教育研究センター施設)使用料要項の別表に定める使用料	直接経費の30%	50%	50%	—
	宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター新型コロナウイルス不活化試験要項第8条に定める試験料	直接経費の30%	50%	50%	—
補助金	競争的資金	間接経費受入額	45%	45%	10%
	上記以外	間接経費受入額	45%	45%	10%

但し、その他学長が認めたものについては、この限りではない。

別表 2

区 分		研究期間	収入額	支出額				
				直接経費	間接経費		円	円
					事務局	研究部門		
共同研究員	短 期	6か月以内	220,000	183,000	18,500	18,500		
	長 期	6か月を超えて1年以内	440,000	366,000	37,000	37,000		
一般の受託研究員	長 期	6か月を超えて1年以内	551,400	459,000	46,200	46,200		
	短 期	6か月以内	275,700	229,000	23,350	23,350		
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の国立研究開発法人が定める「国内留学制度」による受託研究員	長 期	6か月を超えて1年以内	551,400	459,000	46,200	46,200		
	短 期	6か月以内	275,700	229,000	23,350	23,350		
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の国立研究開発法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3か月以内	137,850	114,850	11,500	11,500		
農林水産省「農業改良普及推進事業実施要項(普及職員等資質向上 緊急対策事業)」による受託研究員	改良普及員	6か月以内	275,700	229,000	23,350	23,350		
	専門技術員及び農業者研修教育施設等指導職員	3か月以内	137,850	114,850	11,500	11,500		
私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員	実験(臨床を含む。)系	1か月	37,800	31,500	3,150	3,150		
	非実験系	1か月	18,900	15,700	1,600	1,600		
独立行政法人教職員支援機構研修員	実験系	1か月	10,190	8,490	850	850		
	非実験系	1か月	5,910	4,910	500	500		
内地研究員	教授	1か月	29,340	29,340	0	0		
	准教授	1か月	15,720	15,720	0	0		
	講師	1か月	11,530	11,530	0	0		
	助教及び助手	1か月	7,340	7,340	0	0		
外国人受託研修員		1か月	236,700	225,300	5,700	5,700		
病院研修生	医療技術者	1日	1,100	1,100	0	0		
	薬剤師	1日	1,650	1,650	0	0		
受託実習生	医療技術者等	1日	1,100	1,100	0	0		
		薬剤師	1クール(11週間)	345,680	345,680	0	0	
		上記以外の場合 1日	6,300	6,300	0	0		
	薬剤師(提携校申合せ)	1クール(11週間)	305,560	305,560	0	0		
上記以外の場合 1日		5,570	5,570	0	0			
研修登録医		1か月	6,600	5,500	550	550		
研修登録獣医		1か月	6,600	5,500	550	550		
薬剤師実務受託研修生		2か月	64,880	54,000	5,440	5,440		
		10か月	324,380	270,000	27,190	27,190		
救急救命士気管挿管受託実習生		成功症例 1例	5,250	5,250	0	0		

但し、その他学長が認めたものについては、この限りではない。